

認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度 登録マーク使用規約

(目的)

第一条 認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度運用規約第四条の規定に基づき、認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）が別記に示す登録マークを使用するに当たって必要な事項について規定する。

(使用範囲)

第二条 登録事業者は、登録に係るサービス又は業務について、登録マークを以下のとおり使用することができる。

- (1) 登録マークを登録に係るサービス又は業務のウェブサイト、又は印刷物に表示させること。
なお、登録マークを表示できる場所等は、次のとおりとする。
 - ① ウェブサイト
 - ② 名刺
 - ③ 説明書
 - ④ 宣伝・広告用資料
 - ⑤ 取引書類 等
- (2) 登録マークを変形しないで表示させること。
- (3) 原則として登録番号及び登録日並びに事業者名を付記して表示すること。
- (4) 登録マークを使用する場合は、利用者が特定できる方法で、登録に係るサービス又は業務の範囲を表示すること。宣伝・広告用資料、名刺等、登録範囲が不明確になるおそれのある場合は特に留意すること。

(登録番号及び登録日並びに事業者名の表示)

第三条 登録番号及び登録日並びに事業者名の表示は、別記に示す配置にならうものとし、登録マーク、付記する登録番号及び事業者名の字体、大きさ、色、及び登録マーク下部からの位置については特に規定しない。また、同一事業者が複数の登録番号を取得した場合は、登録マークの下部に2複数の登録番号を配置できるものとする。

附 則

この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。

別記

(登録マーク)



色 : C100 M30 Y0 K56

(登録番号及び登録日並びに事業者名を付記して表示する例)



U99999-999 (登録日 2017.4.1)

事業者名 NNNNNN